



モールメディアアプライスメニュー

イオンモール都城駅前

作成：2023.8.11

モールメディアについてのお問い合わせ先
イオンモール都城駅前事務所
電話：0986-88-5300
担当／ 柳原 まで

※複数モールでご実施の場合

イオンモール株式会社 営業統括部 販売促進部 アセット活用グループ
〒261-7122
千葉県千葉市中瀬2-6-1 WBG マリブイースト22階
Tel：043-388-8004
Email：event-mallmedia@aeonmall.com

Life Design Developer



イオンモール株式会社

MALL MEDIA INFORMATION



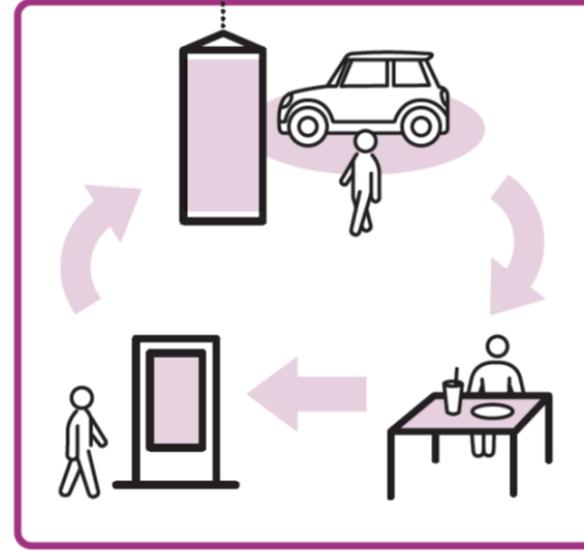
広告媒体と買場(売場)
の距離が近い

売り場のすぐそばで
特定の商品の広告展開が
可能です。
商品を想起させる
シーンでの広告展開にも
対応いたします。



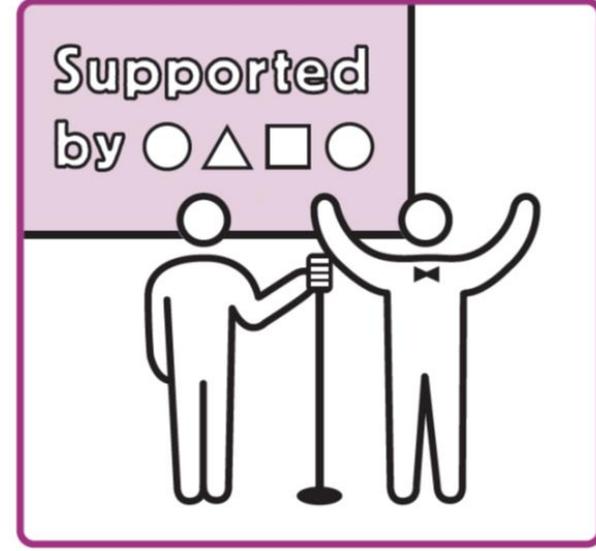
ターゲットに合わせた
店舗や媒体が選べる

来店客の属性によって、
館内で立ち寄る場所は
異なります。
ターゲットの年齢・性別に
合わせた店舗や媒体で広
告展開が可能です。



1回の来店で
反復訴求をすることができる

1回の来館における平均
滞在時間は80~100分。
1度の来店で
複数回広告に接触させる
ことが可能です。



プロモーション・イベント
タイアップができる

各イオンモールで実施する
イベントや全国で行われる
キャンペーンと連動して、
PR戦略や
顧客獲得のプランを立てる
ことができます。



MALL MEDIA MENU

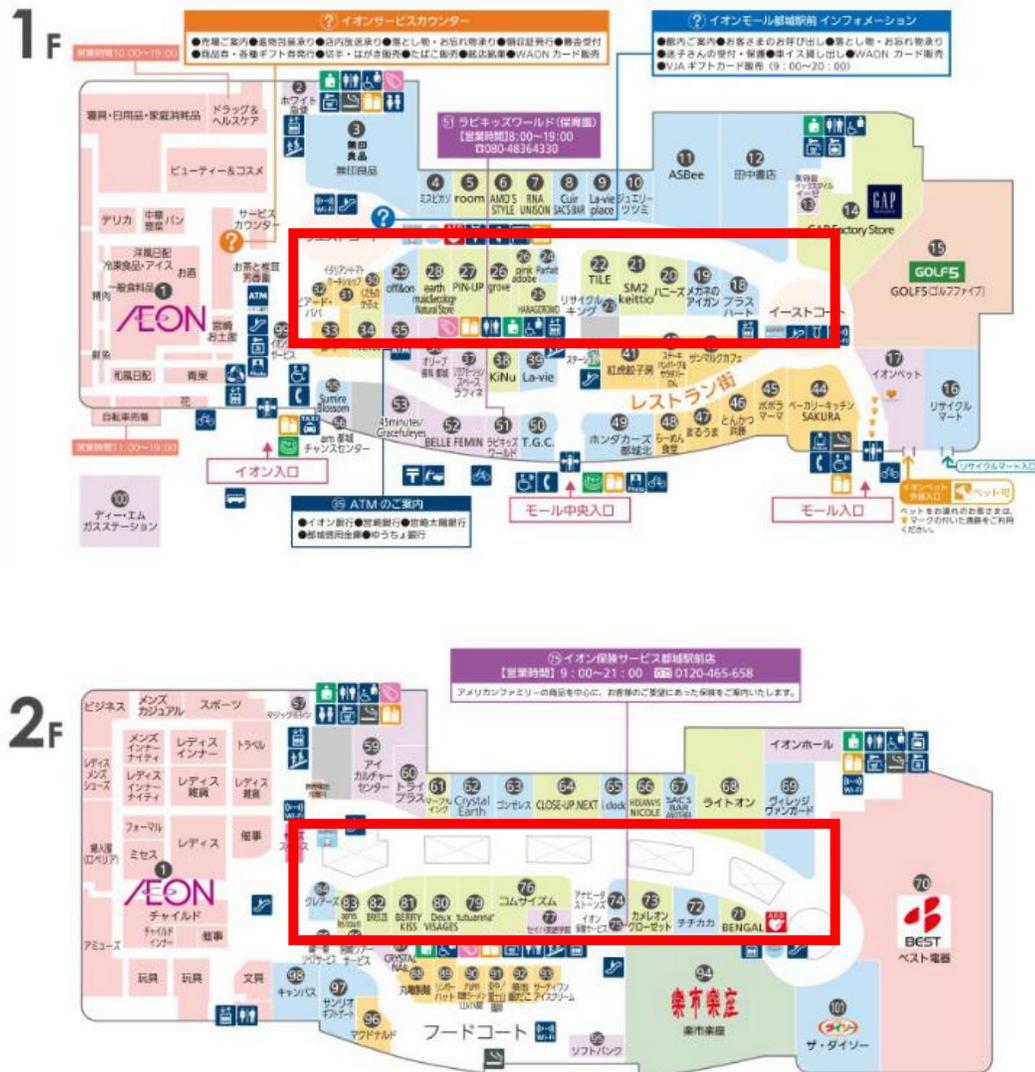
0 1. 柱巻き

0 2. フードコートテーブルシール

0 3. 大型バナー

01. 柱巻き

【媒体サイズ】 H910mm×W620mm (B2サイズ)
 【仕様・素材】 塩ビシート ※マットラミネート加工・マグネット加工



柱巻きメディアは来店されたお客さまの動線に必ず存在し、
 回遊されるお客さまへ継続的にP Rできます。

また、核テナントへと繋がるイベントスペース周りでの展開はイベント等を
 同時開催することでその効果をより高めることが可能です。



1F 7本7枚、2F 12本12枚	
掲出料 (2週間)	1枚 15,000円

03. 大型バナー

【媒体サイズ】 W900mm×H10,000mm
 【仕様・素材】 遮光ターポリン



イベントスペースの利用等と組み合わせた展開をすることで、
 広告・イベント効果を高めます。



最大掲出本数：

ウエストコート3本 イーストコート3本

掲出料 (2週間)

1本 87,500円

※全店合同セール・プロモーション展開時には使用できない場合がございます。

エレベーター



フードコート柱巻き・テーブルシール



柱巻き



大型バナー



掲出について

各メディアに関する注意事項

- 施設側の都合等で、掲出メディアをご利用いただけない期間もあります。予めご了承ください。
- 合計金額は、広告掲出料のみ、製作・取付・撤去費・メンテナンス費は含まれておりません。（施工警備立会い費等も別途請求となります。）
- プライスマニュー内記載の料金は消費税抜きの金額です。消費税は別途請求となります。
- 料金は予告無く改定することがございます。
- 各広告スペースのサイズ・使用・数量は変更となる場合があります。
- 掲出お申し込みにあたっては事前審査が必要となる場合があります。
- 広告枠の空き状況は随時変化します。最新の空き状況は、表紙の問い合わせ先にご連絡ください。

イオンモール モールメディア広告掲出基準

イオンモール(株)の運営する各ショッピングモールは多くのお客さまが利用する施設である為、下記の広告基準を設定しています。広告、イベント内容が下記に該当もしくはイオンモール(株)が不適切と判断した場合にはご利用をお断りさせていただくことがありますので予めご了承ください。

◆法律、規制について

- ・広告、イベント内容に関する条例等関係諸法規、また国際法規に違反しているもの、または信義を損なうもの。
- ・各業種、業界において定める公正競争規約や自主規制などに違反しているもの。 ・企業間または法廷にて係争中の問題を含んだもの。

◆ビジュアル・表現・イベント内容に関して

- ・内容が公序良俗に反し、公共空間の品位や美観を損ない、環境を悪化させるもの。 ・広告の責任の所在や実態、内容が明確でないもの。
- ・根拠のない最大級の表現（誇大広告）であったり故意に誤認を誘う表現（不当表示）のあるもの。
- ・効果効能の約束、確定していない具体的金額の表示などが裏付けなく表記されたもの。
- ・暴力や犯罪を肯定、示唆、助長、美化し社会秩序を乱す恐れのあるもの。 ・醜悪、残虐、猟奇的な表現などにより不快感や恐怖心を起こさせるもの。
- ・人種、民族、国籍、出身地、性別、身体的特徴、病気、職業、境遇、思想信条などで不当に差別するもの。
- ・特定の政党、思想団体、宗教・宗派、意見の広告、並びにそれを擁護し中立の立場を欠くと判断されるもの。
- ・過激な性表現、セクシャルハラスメントにあたるもの、またそのように想起させるもの。
- ・誹謗中傷、人権侵害、名誉毀損、プライバシーの侵害などにより基本的人権を損なうもの。
- ・児童、及び青少年の保護の観点から健全な育成を妨げるもの。 ・保護の対象となる特定個人の情報を記載したもの。
- ・射幸心を煽る表現によるギャンブルのPRを行った場合。
- ・建物、設備を、損傷、滅失させる恐れがある場合並びに危険物並びに安全性が確認できないものを使用、展示した場合。 ・可燃素材による造作展示。

◆その他

- ・来館者及び施設内店舗などに混乱、危険を及ぼす可能性がある場合。 ・関係省庁から中止命令が出たもの。
- ・広告掲載、イベントスペース使用に関する申請・各書類に偽りの記載があったもの。 ・使用規則、管理者の指示に従わない場合。
- ・申込者または使用者が、暴力団等を含む反社会的勢力に該当すること、または反社会勢力との関係を有していることが判明した場合。
- ・広告の事前審査が指定スケジュールで行われない場合。
- ・その他、イオンモール(株)、イオンリテール(株)、イオン(株)が不適と判断するもの。